

英国特許判決紹介  
2018.11.14 最高裁判所判決  
－第二医薬用途特許の有効性と侵害性－

2019年4月22日

特許業務法人  
**HARAKENZO**  
WORLD PATENT & TRADEMARK

■概要

第二医薬用途特許の有効性と侵害性が争われた事件（[2018] UKSC 56 On appeal from: [2016] EWCA Civ 1006）。

用途に対する効果のサポートは、あいまいな可能性ではなく、合理的な科学的根拠が明細書に開示されなければならないとされ、（Plausibility）本件特許は無効と判断された。

■本件発明

<本件特許権のクレーム>

1. Use of [pregabalin] or a pharmaceutically acceptable salt thereof for the preparation of a pharmaceutical composition for treating pain.

「1. 疼痛の治療用医薬組成物の製造のためのプレガバリン又はその薬学的に許容される塩の使用。」（仮訳）

3. The use according to claim 1, wherein the pain is neuropathic pain.

「3. 疼痛が神経障害性疼痛である、請求項1に記載の使用。」（仮訳）

■この資料にはつづきがあります。詳細は当所までお問合せください。

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、  
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

副所長 弁理士 黒田 敏朗 (大阪本部在籍)

TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。  
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。  
是非ご参照下さい。

<弊所総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>

<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>

<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>

<弊所法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>

<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。